

第773号  
平成30年12月

# 天理市公報

発行 天理市  
編集 総務部総務課

## 目次

告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	341	1
・公示送達について	342	2
・放置自転車等の保管について	343	2
・放置自転車等の保管について	344	2
・放置自転車等の保管について	345	2
・公示送達について	346	3
・放置自転車等の保管について	347	3
・放置自転車等の保管について	348	3
・平成30年度天理市一般会計補正予算(第5号)の要領について	349	3
・抑留犬の公示について	350	6
・放置自転車等の保管について	351	6
・平成30年4月1日から平成30年9月30日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況についてについて	352	23
・放置自転車等の保管について	353	23
・放置自転車等の保管について	354	23
・公示送達について	355	23
・放置自転車等の保管について	356	23
・放置自転車等の保管について	357	23
・公示送達について	358	23
・放置自転車等の保管について	359	24
・放置自転車等の保管について	360	24
・放置自転車等の保管について	361	24
・公示送達について	362	24
・放置自転車等の保管について	363	24
・放置自転車等の保管について	364	25
・放置自転車等の保管について	365	25
・放置自転車等の保管について	366	25

・放置自転車等の保管について	367	25
・放置自転車等の保管について	368	25
・放置自転車等の保管について	369	25
・天理市開発指導要領の一部改正について	370	25
・放置自転車等の保管について	371	26
・放置自転車等の保管について	372	26
・放置自転車等の保管について	373	26
・放置自転車等の保管について	374	26
・放置自転車等の保管について	375	26
・放置自転車等の保管について	376	27
・公示送達について	377	27
・放置自転車等の保管について	378	27
公 告	番号	頁数
・農業振興地域整備計画書の変更について	55	27
・農用地利用集積計画について	56	27
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	15	28
・臨時教育委員会の招集について	16	28
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	10	28
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	9	28
公営企業	番号	頁数
・一般競争入札について【公告】	27	28
・一般競争入札について【公告】	28	31

## 告 示

(平成30年11月6日掲示済)

天理市告示第341号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成30年11月6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成30年11月6日から平成31年1月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,050円
    - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成30年11月7日揭示済)

## 天理市告示第342号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情がある為、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条における地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の準用規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年11月7日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成30年11月7日揭示済)

## 天理市告示第343号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月7日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月8日揭示済)

## 天理市告示第344号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月8日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月8日揭示済)

天理市告示第345号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月8日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（平成30年11月9日揭示済）

天理市告示第346号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年11月9日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成30年11月9日揭示済）

天理市告示第347号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月9日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（平成30年11月12日揭示済）

天理市告示第348号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月12日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（平成30年11月13日揭示済）

天理市告示第349号

平成30年11月6日付で専決のあった平成30年度天理市一般会計補正予算（第5号）の要領は、次のとおりである。

平成30年11月13日

天理市長 並 河 健

平成30年度天理市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度天理市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,763千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,844,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		223,461	15,763	239,224
	1 繰越金	223,461	15,763	239,224
歳入合計		24,829,167	16,763	24,844,930

2 歳 出

歳	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		2,224,446	15,763	2,240,209
	3 中学校費	256,863	15,763	272,626
歳 出 合 計		24,829,167	15,763	24,844,930

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
北 中 学 校 整 備 事 業	平成31年度	89,322

(平成30年11月13日揭示済)

天理市告示第350号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成30年11月13日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成30年11月13日

保護場所 天理市前栽町

種類 雑種

性別 おす

大きさ 中

毛色 茶白

首輪 無

その他、特徴 無

犬の所有者は、郡山保健所（Tel51-0193）へ返還請求の手続をしてください。

(平成30年11月13日揭示済)

天理市告示第351号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月13日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月14日揭示済)

天理市告示第352号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成30年4月1日から平成30年9月30日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成30年11月14日

天理市長 並 河 健

## 平成30年度上半期天理市水道事業報告書

(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

## 1 概 況

## (1) 総括事項

## (業務状況)

上半期末の給水戸数は、前年同期に比べ70戸（0.3%）増加の24,400戸となりましたが、給水人口は、562人（0.8%）減少の65,657人となりました。また、有収水量は、24,901m<sup>3</sup>（0.6%）減少の4,013,433m<sup>3</sup>となりました。

## (建設改良)

建設改良工事としましては、布留町・三島町地内及び石七町・岩屋町地内で配水管改良工事を行いました。

## (経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量がやや増加したこと等により、給水収益は前年同期に比べ13,220,177円（1.4%）増加の948,524,734円となり、当期収入合計は前年同期に比べ4,595,279円（0.5%）増加の1,007,595,007円となりました。

一方費用は、受託工事費、減価償却費等が減少したことにより、前年同期に比べ21,573,709円（2.7%）減少の768,420,502円となりました。この結果、上半期の損益収支は239,174,505円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

## (2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報告第4号	平成29年度天理市水道事業会計予算繰越計算書	平成30年6月8日
定例第3回	認定案第7号	平成29年度天理市水道事業会計決算認定について	平成30年9月21日

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	申請先	許可等年月日
平成30年4月1日	平成30年度水道施設等耐震化等補助金交付申請	奈良県知事	平成30年4月1日

(4) 職員に関する事項

平成30年9月30日現在 (単位:人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	臨時職員	計
職員数	10	15	5	1	31

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事 (消費税及び地方消費税込み) は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	金 額 (円)	備考
(29年度繰越 配水管改良工事費) 布留町・三島町地内 φ300~75mm配水管改良工事	38,863,800	
石上町・岩屋町地内 φ500mm配水管改良工事	90,936,000	

## 3 業 務

## (1) 業務量

事 項	平成30年度	平成29年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
9 月 末 給 水 人 口 (人)	65,657	66,219	△ 562	△ 0.8
9 月 末 給 水 戸 数 (戸)	24,400	24,330	70	0.3
上 半 期 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	4,307,826	4,356,017	△ 48,191	△ 1.1
上 半 期 有 収 水 量 (m <sup>3</sup> )	4,013,433	4,038,334	△ 24,901	△ 0.6
上半期有収水量率 (上半期有収水量/上半期配水量) (%)	93.2	92.7	0.5 ポイント	

## (2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成30年度	平成29年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水 道 事 業 収 益	1,007,595,007	1,002,999,728	4,595,279	0.5
営 業 収 益	949,075,814	943,253,860	5,821,954	0.6
営 業 外 収 益	57,074,189	59,745,868	△ 2,671,679	△ 4.5
特 別 利 益	1,445,004	0	1,445,004	—

(消費税及び地方消費税抜き)

## (3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成30年度	平成29年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	768,420,502 0	789,994,211 2,225,000	△ 21,573,709 △ 2,225,000	△ 2.7 △ 100.0
営 業 費 用 (うち、繰越分)	731,726,387 0	747,976,471 2,225,000	△ 16,250,084 △ 2,225,000	△ 2.2 △ 100.0
営 業 外 費 用	36,562,985	41,850,840	△ 5,287,855	△ 12.6
特 別 損 失	131,130	166,900	△ 35,770	△ 21.4
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

## 4 会 計

## (1) 予算執行状況

## イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上 半 期 執 行 額	未 執 行 額
収 入	水道事業収益	2,127,372,000	1,072,074,510	1,055,297,490
	営業収益	2,000,303,000	1,013,401,798	986,901,202
	営業外収益	127,067,000	57,112,108	69,954,892
	特別利益	2,000	1,560,604	△ 1,558,604
支 出	水道事業費用	1,941,656,000	797,271,234	1,144,384,766
	営業費用	1,869,646,000	760,564,153	1,109,081,847
	営業外費用	70,710,000	36,565,459	34,144,541
	特別損失	300,000	141,622	158,378
	予備費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

## ロ 資本の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上 半 期 執 行 額	未 執 行 額
収 入	水道事業資本の収入	572,113,000	24,329,400	547,783,600
	企業債	200,000,000	0	200,000,000
	負担金	13,935,000	3,601,800	10,333,200
	分担金	35,413,000	14,412,600	21,000,400
	固定資産売却代金	10,000	0	10,000
	補助金	22,755,000	6,315,000	16,440,000
	投資償還金	300,000,000	0	300,000,000
支 出	水道事業資本の支出 (うち、繰越分)	2,113,451,488 378,876,488	346,527,025 129,799,800	1,766,924,463 249,076,688
	建設改良費 (うち、繰越分)	1,498,243,488 378,876,488	190,285,387 129,799,800	1,307,958,101 249,076,688
	企業債償還金	315,208,000	156,241,638	158,966,362
	投資	300,000,000	0	300,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
2,365,839,389	0	156,241,638	2,209,597,751

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

## 平成30年度 上半期天理市水道事業損益計算書

(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	948,524,734		
(2) 受託工事収益	0		
(3) その他営業収益	<u>551,080</u>	949,075,814	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	347,122,500		
(2) 配水及び給水費	53,019,498		
(3) 受託工事費	0		
(4) 総係費	57,266,733		
(5) 減価償却費	274,316,000		
(6) 資産減耗費	1,636		
(7) その他営業費用	<u>20</u>	<u>731,726,387</u>	
営業利益			217,349,427
3 営業外収益			
(1) 受取利息	572,346		
(2) 他会計補助金	1,621,000		
(3) 長期前受金戻入	54,394,000		
(4) 雑収益	<u>486,843</u>	57,074,189	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	36,452,819		
(2) 雑支出	<u>110,166</u>	<u>36,562,985</u>	<u>20,511,204</u>
経常利益			237,860,631
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	<u>1,445,004</u>	1,445,004	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	<u>131,130</u>	<u>131,130</u>	<u>1,313,874</u>
当期純利益			239,174,505
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>239,174,505</u></u>

平成30年度 上半期天理市水道事業貸借対照表  
(平成30年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部		
1 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 土地		523,431,477
ロ 建物	1,398,560,954	
減価償却累計額	<u>△610,562,388</u>	787,998,566
ハ 構築物	22,407,205,426	
減価償却累計額	<u>△11,667,388,593</u>	10,739,816,833
ニ 機械及び装置	3,907,323,682	
減価償却累計額	<u>△3,464,879,628</u>	442,444,054
ホ 車両及び運搬具	27,963,820	
減価償却累計額	<u>△23,893,775</u>	4,070,045
ヘ 工具、器具及び備品	75,419,282	
減価償却累計額	<u>△57,638,417</u>	17,780,865
ト 量水器	76,273,975	
減価償却累計額	<u>△37,493,962</u>	38,780,013
チ 建設仮勘定		<u>316,600,559</u>
有形固定資産合計		12,870,922,412
(2) 投資		
イ その他投資		<u>900,000,000</u>
投資合計		<u>900,000,000</u>
固定資産合計		13,770,922,412
2 流動資産		
(1) 現金預金		2,424,933,433
(2) 未収金	275,813,826	
貸倒引当金	<u>△12,849,565</u>	262,964,261
(3) 貯蔵品		6,906,769
(4) 前払費用		18,225
(5) 前払金		83,798,470
(6) その他流動資産		<u>42,875,810</u>
流動資産合計		<u>2,821,496,968</u>
資産合計		<u>16,592,419,380</u>

		負 債 の 部	
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2,050,631,601</u>	
	企業債合計		2,050,631,601
(2)	引当金		
イ	退職給付引当金	395,148,806	
ロ	修繕引当金	<u>280,849,246</u>	
	引当金合計		<u>675,998,052</u>
	固定負債合計		2,726,629,653
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>158,966,150</u>	
	企業債合計		158,966,150
(2)	未払金		125,770,678
(3)	前受金		2,023,920
(4)	その他流動負債		
イ	預り金	87,198,319	
ロ	その他流動負債	<u>65,813,903</u>	
	その他流動負債合計		<u>153,012,222</u>
	流動負債合計		439,772,970
5	繰延収益		
(1)	長期前受金		2,817,959,261
(2)	収益化累計額		<u>△ 435,339,055</u>
	繰延収益合計		<u>2,382,620,206</u>
	負債合計		<u>5,549,022,829</u>
		資 本 の 部	
6	資本金		
(1)	資本金		
イ	固有資本金	17,670,482	
ロ	出資金	3,285,413,711	
ハ	組入資本金	<u>6,426,250,260</u>	
	資本金合計		<u>9,729,334,453</u>
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	5,313,558	
ロ	工事負担金	305,498,064	
ハ	分担金	46,256,379	
ニ	寄附金	<u>487,031,965</u>	
	資本剰余金合計		844,099,966
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金	230,787,627	
ロ	当期未処分 利益剰余金	<u>239,174,505</u>	
	利益剰余金合計		<u>469,962,132</u>
	剰余金合計		<u>1,314,062,098</u>
	資本合計		<u>11,043,396,551</u>
	負債資本合計		<u>16,592,419,380</u>

平成30年度上半期天理市下水道事業報告書  
 (平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の排水戸数は、前年同期に比べ160戸(0.8%)増加の21,333戸となりました。また、排水量は17,948㎡(0.4%)減少の4,077,601㎡となりました。

(建設改良)

建設拡張工事としましては、区画整理事業に伴う田部町の污水管布設工事や市内各地において污水樹設置工事等を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、下水道使用料収入は前年同期に比べ2,545,920円(0.4%)増加の585,920,580円となりましたが、他会計補助金が12,258,500円(2.0%)減少したこと等により当期収入合計は、前年同期に比べ10,501,381円(0.7%)減少の1,401,441,145円となりました。

一方費用は、修繕費、支払利息等が減少したことにより、前年同期に比べ24,348,032円(2.1%)減少の1,129,812,845円となりました。この結果、上半期の損益収支は271,628,300円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、市民の生活環境向上に努める所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報告第5号	平成29年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書	平成30年6月8日
定例第3回	認定案第8号	平成29年度天理市下水道事業会計決算認定について	平成30年9月21日

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	申請先	許可等年月日
平成30年4月2日	平成30年度社会資本整備総合交付金交付申請	国土交通大臣	平成30年7月20日

(4) 職員に関する事項

平成30年9月30日現在 (単位：人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	8	5	2	15

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	金 額 (円)	備 考
(29年度繰越 公共下水道整備費 管渠整備費) 都市水環境整備事業 汚水管布設工事 (公第31工区)	18,654,840	

## 3 業 務

## (1) 業務量

事 項	平成30年度	平成29年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
9月末排水戸数 (戸)	21,333	21,173	160	0.8
上半期排水量 (m <sup>3</sup> )	4,077,601	4,095,549	△ 17,948	△ 0.4

## (2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成30年度	平成29年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
下水道事業収益	1,401,441,145	1,411,942,526	△ 10,501,381	△ 0.7
営業収益	599,257,480	596,869,260	2,388,220	0.4
営業外収益	802,183,665	815,073,266	△ 12,889,601	△ 1.6
特別利益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

## (3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成30年度	平成29年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
下水道事業費用	1,129,812,845	1,154,160,877	△ 24,348,032	△ 2.1
営業費用	941,733,018	947,696,200	△ 5,963,182	△ 0.6
営業外費用	188,016,517	206,376,429	△ 18,359,912	△ 8.9
特別損失	63,310	88,248	△ 24,938	△ 28.3
予備費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

## 4 会 計

## (1) 予算執行状況

## イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業収益	2,881,579,000	1,441,503,646	1,440,075,354
	営業収益	1,266,056,000	639,305,043	626,750,957
	営業外収益	1,615,522,000	802,198,603	813,323,397
	特別利益	1,000	0	1,000
支 出	下水道事業費用	2,453,662,000	1,152,540,291	1,301,121,709
	営業費用	2,057,364,000	964,455,398	1,092,908,602
	営業外費用	395,198,000	188,016,517	207,181,483
	特別損失	100,000	68,376	31,624
	予備費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

## ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	535,992,306 56,353,306	219,476,616 21,453,066	316,515,690 34,900,240
	負担金 (うち、繰越分)	30,725,066 21,453,066	24,652,216 21,453,066	6,072,850 0
	補助金 (うち、繰越分)	493,714,240 34,900,240	194,093,500 0	299,620,740 34,900,240
	長期貸付金回収金	1,553,000	730,900	822,100
	その他資本的収入	10,000,000	0	10,000,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,946,490,160 165,247,160	774,363,416 19,938,960	1,172,126,744 145,308,200
	建設改良費 (うち、繰越分)	471,536,160 165,247,160	41,167,633 19,938,960	430,368,527 145,308,200
	長期貸付金	10,000,000	0	10,000,000
	企業債償還金	1,463,401,000	733,195,783	730,205,217
	その他資本的支出	1,553,000	0	1,553,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
16,572,454,566	0	733,195,783	15,839,258,783

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

## 平成30年度 上半期天理市下水道事業損益計算書

(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	585,920,580		
(2) 他会計負担金	13,306,500		
(3) その他営業収益	30,400		
(4) 県補助金	<u>0</u>	599,257,480	
2 営業費用			
(1) 管渠費	22,858,864		
(2) 農業集落排水施設維持費	4,631,219		
(3) 雨水ポンプ場費	1,499,838		
(4) 流域下水道維持管理負担金	245,857,960		
(5) 業務費	18,788,518		
(6) 総係費	31,581,619		
(7) 減価償却費	616,515,000		
(8) 資産減耗費	<u>0</u>	<u>941,733,018</u>	
営業損失			342,475,538
3 営業外収益			
(1) 受取利息	501,192		
(2) 他会計補助金	598,531,500		
(3) 県補助金	0		
(4) 長期前受金戻入	202,488,000		
(5) 雑収益	<u>662,973</u>	802,183,665	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	<u>188,016,517</u>	<u>188,016,517</u>	<u>614,167,148</u>
経常利益			271,691,610
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>63,310</u>	<u>63,310</u>	<u>△63,310</u>
当期純利益			271,628,300
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>271,628,300</u></u>

平成30年度 上半期天理市下水道事業貸借対照表  
(平成30年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有形固定資産		
イ 土 地		137,328,938
ロ 建 物	190,958,037	
減価償却累計額	<u>△44,305,077</u>	146,652,960
ハ 構 築 物	43,307,822,876	
減価償却累計額	<u>△9,023,641,500</u>	34,284,181,376
ニ 機 械 及 び 装 置	1,343,150,572	
減価償却累計額	<u>△568,045,202</u>	775,105,370
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	3,981,165	
減価償却累計額	<u>△2,432,676</u>	1,548,489
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	15,221,561	
減価償却累計額	<u>△6,063,221</u>	9,158,340
ト 建 設 仮 勘 定		<u>95,938,649</u>
有形固定資産合計		35,449,914,122
(2) 無形固定資産		
イ 地 上 権		176,102
ロ 電 話 加 入 権		260,000
ハ 施 設 利 用 権	<u>1,733,137,597</u>	
無形固定資産合計		1,733,573,699
(3) 投 資		
イ 長 期 貸 付 金	4,092,060	
ロ 基 金	<u>45,177,040</u>	
投資合計		<u>49,269,100</u>
固定資産合計		37,232,756,921
2 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金		1,192,040,122
(2) 未 収 金	242,594,342	
貸倒引当金	<u>△6,076,856</u>	236,517,486
(3) 前 払 費 用		18,225
(4) 前 払 金		33,116,700
(5) その他流動資産		<u>24,715,430</u>
流動資産合計		<u>1,486,407,963</u>
資産合計		<u>38,719,164,884</u>

## 負債の部

## 3 固定負債

## (1) 企業債

イ 繰上償還等の財源に  
充てるための企業債15,109,054,230

15,109,054,230

企業債合計

## (2) 引当金

イ 退職給付引当金

30,749,66130,749,661

引当金合計

固定負債合計

15,139,803,891

## 4 流動負債

## (1) 企業債

イ 繰上償還等の財源に  
充てるための企業債730,204,553

730,204,553

企業債合計

## (2) 未払金

8,059,404

## (3) 前受金

8,800,000

## (4) その他流動負債

イ 預り金

250,910,782

ロ その他流動負債

40,062,501

その他流動負債合計

290,973,283

流動負債合計

1,038,037,240

## 5 繰延収益

## (1) 長期前受金

13,804,493,378

(2) 長期前受金  
収益化累計額△ 1,843,680,866

繰延収益合計

11,960,812,512

負債合計

28,138,653,643

## 資本の部

## 6 資本金

## (1) 資本金

イ 固有資本金

3,113,682,326

ロ 出資金

1,977,876,396

ハ 組入資本金

4,950,434,432

資本金合計

10,041,993,154

資本金合計

10,041,993,154

## 7 剰余金

## (1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

1,380,787

ロ 国庫補助金

167,433,365

ハ 県補助金

18,024,551

資本剰余金合計

186,838,703

## (2) 利益剰余金

イ 減債積立金

80,051,084

ロ 当期未処分  
利益剰余金271,628,300

利益剰余金合計

351,679,384

剰余金合計

538,518,087

剰余金合計

10,580,511,241

資本合計

38,719,164,884

負債資本合計

(平成30年11月14日掲示済)

## 天理市告示第353号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月14日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月15日掲示済)

## 天理市告示第354号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月15日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月15日掲示済)

## 天理市告示第355号

## 公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年11月15日

天理市長 並 河 健

## 記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年11月16日掲示済)

## 天理市告示第356号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月16日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月19日掲示済)

## 天理市告示第357号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月19日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月20日掲示済)

## 天理市告示第358号

## 公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情がある為、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条における地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の準用規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出

があればいつでも交付する。  
平成30年11月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略  
(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成30年11月20日揭示済)

天理市告示第359号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。  
平成30年11月20日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月21日揭示済)

天理市告示第360号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。  
平成30年11月21日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月22日揭示済)

天理市告示第361号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。  
平成30年11月22日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月26日揭示済)

天理市告示第362号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情がある為、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条における地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の準用規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年11月26日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略  
(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成30年11月26日揭示済)

天理市告示第363号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。  
平成30年11月26日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月27日揭示済)

天理市告示第364号

平成30年第4回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。  
平成30年11月27日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成30年12月4日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成30年11月27日揭示済)

天理市告示第365号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月27日揭示済)

天理市告示第366号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月28日揭示済)

天理市告示第367号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月28日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月28日揭示済)

天理市告示第368号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月28日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月29日揭示済)

天理市告示第369号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月29日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年11月30日揭示済)

天理市告示第370号

天理市開発指導要領（平成元年9月天理市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月30日

天理市長 並 河 健

第11条第1項中「都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく誘致距離によって配置するとともに、」を削り、同項第5号中「付帯施設」を「附帯施設」に改める。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

(平成30年11月30日揭示済)

天理市告示第371号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年11月30日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月3日揭示済)

天理市告示第372号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成30年12月3日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成30年11月30日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成30年12月3日から平成31年5月31日まで
  - (2) 返還時間  
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770  
天理市総務部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

(平成30年12月3日揭示済)

天理市告示第373号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年12月3日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月4日揭示済)

天理市告示第374号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年12月4日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月4日揭示済)

天理市告示第375号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年12月

天理市公報

平成30年12月 4 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月 5 日 揭示済)

天理市告示第376号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年12月 5 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月 6 日 揭示済)

天理市告示第377号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年12月 6 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年12月 6 日 揭示済)

天理市告示第378号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年12月 6 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

## 公 告

(平成30年11月 7 日 揭示済)

天理市公告第55号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成30年12月 7 日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成30年12月 7 日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成30年11月 7 日

天理市長 並 河 健

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間  
自 平成30年11月 7 日（公告年月日）  
至 平成30年12月 7 日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
2. 農用地利用計画の案の縦覧場所  
天理市役所環境経済部農林課

(平成30年11月30日 揭示済)

天理市公告第56号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定

平成30年12月

天理市公報

めたので、同法第19条の規定により公告する。  
平成30年11月30日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

## 教育委員会

(平成30年11月13日揭示済)

天教告示第11号

平成30年11月16日午後3時から11月定例教育委員会を天理市役所に招集する。  
平成30年11月13日

天理市教育委員会  
教育長 森 継 隆

(平成30年11月29日揭示済)

天教告示第15号

平成30年11月30日午前9時から11月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。  
平成30年11月29日

天理市教育委員会  
教育長 森 継 隆

## 農業委員会

(平成30年11月28日揭示済)

天農委告示第10号

平成30年12月5日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。  
平成30年11月28日

天理市農業委員会  
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について  
議案第2号 農地法第5条に関する申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
議案第4号 農用地利用配分計画について  
議案第5号 別段面積（下限面積）の特別設定について  
議案第6号 その他  
①市街化区域の専決処分について（報告）

## 選挙管理委員会

(平成30年12月3日揭示済)

天選告示第9号

平成30年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月3日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

50分の1の数 1,075人  
6分の1の数 8,951人  
3分の1の数 17,902人

## 公営企業

(平成30年11月12日揭示済)

天理市上下水道局公告第27号  
一般競争入札について

下記の業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成30年11月12日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

## 第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 φ150～75mm配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市杉本町・平等坊町地内
- (3) 工事概要 本設管布設工
- |                |          |
|----------------|----------|
| φ150mmDIP (GX) | L=240.0m |
| φ75mmPE        | L=79.4m  |
| 仮設管布設工         |          |
| φ100mm仮設管      | L=258.7m |
| φ50mm仮設管       | L=122.3m |
| 給水管布設工         |          |
| 給水装置           | 51箇所     |
| 付帯工            | 一式       |
- (4) 工期 平成31年3月31日まで
- (5) 予定価格 48,265,200円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 変動型最低制限価格 最低制限価格は事後公表(事後決定)とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日の入札書開封前に開札立会人のくじにより決定する。

## 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に対して、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業(特定建設業に限る。)及び水道施設工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 局が平成30年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成30年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
  - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあっては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 内外エンジニアリング 株式会社 奈良営業所  
所在地 奈良県奈良市三条宮前町4-21 ブレステ11番館

## 第3 入札担当部課

〒632-8558  
天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 総務経営課 庶務係  
電話番号 0743-63-1001 内線804

## 第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。  
局ホームページからダウンロード可能

## 第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

## 第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 仕様書の公開  
次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。
  - ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 公開場所 第3に同じ。
- (2) 仕様書に対する質問書の提出等  
質疑の有無にかかわらず提出すること。
  - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
  - ④ 回答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

## 第7 入札書等の提出等

- (1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式第2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。
  - ① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。
  - ② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。
  - ③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (2) 入札書等の提出
  - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 送付先 〒632-8799  
日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務経営課 行
- (3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

## 第8 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

## 第9 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、本競争入札参加資格者により再度、入札を行うものとする。この場合において、最低制限価格は初回の入札で決定した変動係数により算定したものを適用するものとする。

## 第10 くじを行う場合（落札者の決定）

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

## 第11 開札（再度、入札を行う場合）

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 方 法 参集による。
- ③ 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

第12 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札を行った者は、入札無効とする。
  - ① 本入札に係る入札説明書に記載した競争入札参加資格がない者のなした入札
  - ② 本入札に係る入札説明書に記載した入札の方法によらない入札
  - ③ 虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札
  - ④ 入札説明書及び仕様書において、示した入札条件等に違反した入札
  - ⑤ 最低制限価格を下回る入札（変動型最低制限価格により入札を行った場合）
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

第13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

第14 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第15 問い合わせ先

第3に同じ。

別表（入札日程）

φ150～75mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成30年11月13日（火）から 平成30年11月26日（月）まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成30年11月13日（火）から 平成30年11月26日（月）まで
質問書の提出期限日	平成30年12月3日（月）
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成30年12月6日（木）
質問書への回答日	平成30年12月6日（木）
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成30年12月10日（月）
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成30年12月13日（木）
入札書提出期限日	平成30年12月17日（月）
開札の日時	平成30年12月18日（火）午前10時
くじを行う場合の日時	平成30年12月18日（火）午後2時
再度入札となった場合の開札の日時	平成30年12月20日（木）午前10時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成30年11月12日掲示済)

天理市上下水道局公告第27号

一般競争入札について

下記の業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成30年11月12日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 φ150～100mm配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市田井庄町地内
- (3) 工事概要 本設管布設工
  - φ150mm D I P ( G X ) L = 211.3m
  - φ100mm P E L = 197.2m
  - 仮設管布設工
  - φ100mm 仮設管 L = 224.6m
  - φ75mm 仮設管 L = 214.2m
  - 給水管布設工
  - 給水装置 25箇所
  - 付帯工 一式
- (4) 工 期 平成31年3月15日まで

- (5) 予定価格 46,375,200円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 変動型最低制限価格 最低制限価格は事後公表(事後決定)とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日の入札書開封前に開札立会人のくじにより決定する。

## 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に対して、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業(特定建設業に限る。)及び水道施設工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 局が平成30年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成30年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
  - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
  - ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。  
名称 日本水工設計 株式会社 奈良事務所  
所在地 奈良県橿原市地黄町183-2

## 第3 入札担当部課

〒632-8558  
天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 総務経営課 庶務係  
電話番号 0743-63-1001 内線804

## 第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。  
局ホームページからダウンロード可能

## 第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
  - ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。(郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。)

## 第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 仕様書の公開  
次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。
  - ① 公開期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 公開場所 第3に同じ。
- (2) 仕様書に対する質問書の提出等  
質疑の有無にかかわらず提出すること。
  - ① 提出期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出方法 持参すること。(郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。)
- ④ 回 答 別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

## 第7 入札書等の提出等

- (1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者(以下「競争入札参加資格者」という。)は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書(様式第2号)及び請負代金内訳書(工事費内訳書。以下「入札書等」という。)を次のとおり提出すること。
  - ① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。
  - ② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。
  - ③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (2) 入札書等の提出
  - ① 提出期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 送 付 先 〒632-8799  
日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務経営課 行
- (3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

## 第8 開札

- ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

## 第9 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、本競争入札参加資格者により再度、入札を行うものとする。この場合において、最低制限価格は初回の入札で決定した変動係数により算定したものを適用するものとする。

## 第10 くじを行う場合(落札者の決定)

- ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

## 第11 開札(再度、入札を行う場合)

- ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 方 法 参集による。
- ③ 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

## 第12 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札を行った者は、入札無効とする。
  - ① 本入札に係る入札説明書に記載した競争入札参加資格がない者のなした入札
  - ② 本入札に係る入札説明書に記載した入札の方法によらない入札
  - ③ 虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札
  - ④ 入札説明書及び仕様書において、示した入札条件等に違反した入札
  - ⑤ 最低制限価格を下回る入札(変動型最低制限価格により入札を行った場合)
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

## 第13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

## 第14 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

## 第15 問い合わせ先

第3に同じ。

## 別表（入札日程）

φ150～100mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成30年11月13日（火）から 平成30年11月26日（月）まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成30年11月13日（火）から 平成30年11月26日（月）まで
質問書の提出期限日	平成30年12月3日（月）
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成30年12月6日（木）
質問書への回答日	平成30年12月6日（木）
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成30年12月10日（月）
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成30年12月13日（木）
入札書提出期限日	平成30年12月18日（火）
開札の日時	平成30年12月19日（水）午前10時
くじを行う場合の日時	平成30年12月19日（水）午後2時
再度入札となった場合の開札の日時	平成30年12月21日（金）午前10時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。